

製造分野特定技能 2 号評価試験に関する FAQ

令和 5 年 10 月 20 日（金）時点版

1. 製造分野特定技能評価試験について（特定技能 1 号と 2 号に共通する内容）	2
(1) 試験日程.....	2
(2) 受験資格.....	2
(3) 合否について.....	2
2. 製造分野特定技能 2 号評価試験等について.....	3
(1) サンプル問題.....	3
(2) 試験形式等.....	3
(3) 実務経験.....	3
(4) 技能検定ルート.....	5
(5) その他.....	5

1. 製造分野特定技能評価試験について（特定技能1号と2号に共通する内容）

(1) 試験日程

（質問 1-1）試験日程・開催場所は決まっていますか。

（回答 1-1）最新の試験日程・開催場所は経済産業省ホームページ、及び、製造業における特定技能外国人材制度ポータルサイト上にて随時情報更新をしています。

経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/sswm-exam.html

製造業における特定技能外国人材制度ポータルサイト

特定技能1号：https://www.sswm.go.jp/exam_f/

特定技能2号：https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/

(2) 受験資格

（質問 1-2）特定技能に係る試験の受験資格者の対象を教えてください。

（回答 1-2）受験資格者は、令和2年4月1日以降については、国内試験についても過去に中長期在留者として在留した経験がない方であっても受験を目的として「短期滞在」の在留資格により入国し、受験することが可能となりましたので、試験日当日において満17歳以上の外国人（なお、日本上陸時点では18歳以上であることが必須）とし、試験に合格した場合に日本国内で就業する意思のある者であれば対象となります。

また、製造分野特定技能2号評価試験の受験に当たっては、「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること」が試験の申込時に必要となります。実務経験につきましては、質問・回答2-4～2-12もご覧ください。

※技能検定ルートの場合も、「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有すること」が出入国在留管理庁への届出の際に必要となります。

(3) 合否について

（質問 1-3）合否はいつ分かりますか。

（回答 1-3）試験結果は、試験後3か月以内に、マイページにて結果通知を行います。

（質問 1-4）合格したあとの手続きはどうなりますか。

（回答 1-4）事務局から証明書を発行します。下記の申込ページをご覧ください。

合格証明書の発行手続き

特定技能1号：https://www.sswm.go.jp/exam_f/examination_procedure.html

特定技能2号：https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination_procedure.html

(質問 1-5) 合格しなかった理由を教えてください。

(回答 1-5) 可否の問い合わせには応じられません。

(質問 1-6) 再試験はありますか。

(回答 1-6) ありません。次の開催までお待ちください。

(質問 1-7) 試験に合格しなかった場合、次に開催される試験を受験することはできますか。受験回数に制限はありますか。

(回答 1-7) 受験回数に制限はありません。

2. 製造分野特定技能 2 号評価試験等について

(1) サンプル問題

(質問 2-1) 試験のサンプル問題はありますか。

(回答 2-1) 業務区分ごとにサンプル問題は異なります。受験予定の業務区分をご覧ください。

サンプル問題

https://www.sswm.go.jp/exam_f_02/examination.html

(2) 試験形式等

(質問 2-2) 製造分野特定技能 2 号評価試験の試験区分は 3 区分とのことですが、製造分野特定技能 1 号評価試験のように、各試験区分の中でさらに技能を選択する形式ですか。

(回答 2-2) 製造分野特定技能 2 号評価試験は、機械金属加工区分、電気電子機器組立て区分、金属表面処理区分の 3 区分で実施する予定であり、現状の製造分野特定技能 1 号評価試験とは異なり、技能を選択する形式ではありません。

(質問 2-3) 製造分野特定技能 2 号評価試験とビジネス・キャリア検定 3 級の試験問題は、いずれも日本語のみですか。また、日本語のみの場合、漢字やカタカナに振り仮名は振られますか。

(回答 2-3) 製造分野特定技能 2 号評価試験とビジネス・キャリア検定 3 級のいずれも、試験問題は日本語のみとなり、漢字やカタカナへの振り仮名は予定していません。

(3) 実務経験

(質問 2-4) 「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における 3 年以上の実務経験」について、具体的に教えてください。

(回答 2-4) 「日本国内に拠点を持つ企業」とは、日本国内に登録している本店又は主たる事務所等がある企業をいいます。また、「製造業の現場における実務経験」とは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、大分類 E-製造業（ただし、「中分類 09-食料品製造業」及び「中分類 10-飲料・たばこ・飼料製造業」を除く。）に掲げるものを行っている事業所にて、製造品の加工等に従事した経験を指します。

(質問 2-5) 特定技能 1 号の対象になっていない製造業（輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業など）での従事経験も実務経験の対象になりますか。

(回答 2-5) 輸送用機械器具製造業やプラスチック製品製造業など、特定技能 1 号の制度対象になっていない製造業における経験も、「製造業の現場における実務経験」に含まれます。

(質問 2-6) 飲食料品製造業での従事経験も実務経験の対象になりますか。

(回答 2-6) 飲食料品製造業における経験は、「製造業の現場における実務経験」には含まれません。

(質問 2-7) 造船業で鉄工や溶接に従事した経験も実務経験の対象になりますか。

(回答 2-7) 造船業における経験は、「製造業の現場における実務経験」には含まれません。

(質問 2-8) 技能実習生としての従事経験も実務経験の対象になりますか。また、技能実習 1 号の最初の監理団体による研修期間や、一時帰国していた期間も実務経験年数に含まれますか。

(回答 2-8) 技能実習生として「日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場」に従事していた期間も、実務経験に含まれます。

また、業務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、就業していた期間が 3 年以上必要となります。

(質問 2-9) 特定技能 1 号で従事している業務区分と特定技能 2 号で従事したい業務区分が違う場合でも、特定技能 1 号での従事経験は実務経験として認められますか。

(回答 2-9) 特定技能 1 号で従事している業務区分と特定技能 2 号で従事したい業務区分が異なる場合であっても、“製造業”の現場における実務経験が 3 年以上あれば要件を満たします。

(質問 2-10) 同一企業における実務経験が 3 年以上ではなく、複数企業での実務経験を合算すると 3 年以上となる場合でも認められますか。

(回答 2-10) 必ずしも同一企業である必要はありません。複数企業で業務に従事している場合でも、製造業の現場における実務経験が合算して 3 年以上あれば要件を満たします。

(質問 2-11) 技能実習 1 号修了後に特定技能 1 号に移行した場合で、技能実習 1 号と特定技能 1 号で業種が異なる場合でも、両方の従事経験を合算して 3 年以上となる場合には認められますか。

(回答 2-11) 違う業種に転職したとしても、両方とも製造業である場合には、両方の実務経験を合算して 3 年以上あれば要件を満たします。

(質問 2-12) 3 年間の「就労」ではなく、「在籍」（休職期間や帰国期間を含める）でも認められますか。

(回答 2-12) 業務に従事していない期間がある場合には、その期間を除いた上で、就業していた期間が 3 年以上必要となります。

(4) 技能検定ルート

(質問 2-13) 必要要件である「技能検定 1 級取得」は、実技試験と学科試験の両方に合格する必要がありますか。

(回答 2-13) 実技試験と学科試験の両方に合格いただく必要があります。

(質問 2-14) 技能検定 1 級は、申請すれば随時実施していただけますか。

(回答 2-14) 技能検定 1 級は、随時試験の対象ではありませんので、決められた試験日程により受検いただくようお願いいたします。

(質問 2-15) 「技能検定ルート」(技能検定 1 級合格) で、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分の両方に含まれる技能(“機械加工”や“プラスチック成形”等)の検定に合格した場合には、機械金属加工区分と電気電子機器組立て区分のいずれの業務区分でも就労が可能ですか。

(回答 2-15) いずれの業務区分でも就労が可能です。

(質問 2-16) “溶接”は技能検定 1 級の実施対象になっていませんが、“溶接”の技能で特定技能 2 号を取得するためには、“溶接”が含まれる機械金属加工区分の製造分野特定技能 2 号評価試験に合格する必要があるということですか。

(回答 2-16) “溶接”は技能検定 1 級の実施対象ではないため、“溶接”の技能で特定技能 2 号を取得するためには、機械金属加工区分の製造分野特定技能 2 号評価試験に合格していただく必要があります。

(5) その他

(質問 2-17) 受験料、合格証明書発行手数料の領収書を発行してもらえますか。

(回答 2-17) 領収書は発行していません。お客様ご契約のクレジットカード会社が発行するご利用明細書をもって領収書に代えさせていただきます。